

事業報告

令和6年度

タイケン学園

令和6年度タイケン学園事業報告

1 法人の概要

- (1) 学校法人タイケン学園の沿革（別添）
- (2) 学校法人タイケン学園が設置する学校、学部、学科及び、収容定員等（別添）
- (3) 学校法人タイケン学園の役員（理事、監事）及び評議員について（別添）

2 法人の事業概要

（1）資産総額変更

令和5年度学園決算に基づき資産総額変更申請を法務局に行い、結果を令和6年6月資産総額変更届として文部科学省に提出した。

（2）学校法人タイケン学園の役員、評議員の新たな任期が令和4年5月から始まり5年度は3年目を迎えたが、令和6年度は私立学校法の改正が行われ、特に各役員及び評議員に対する学園のコンプライアンス及びガバナンスの対応に視点を置いた寄附行為の見直しと改正が要求され、これに基づき寄附行為変更の申請を行い令和6年12月19日文部科学大臣から認可を受けた。

この改正は、令和元年、文部科学省から通知された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」（元文科高518号、令和元年9月27日）に基づき、学校法人タイケン学園の寄附行為を大幅に改正するための寄附行為変更認可申請を文部科学省に行い認可を受けたが、この寄附行為変更の改正の主な点は次のとおりであった。

- ①役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
- ②情報公開の充実
- ③中期的な計画の作成
- ④破綻処理手続きの円滑化

この寄附行為の変更に加えて今般の改正は、一連の私立学校におけるの役員等の職務及び責任の不適切な対応から生じた多くの問題に端を発した私立学校法の改正であることから当学園の各理事、評議員そして学園事務局も今回の改正に対する適切な対応について令和6年度は検討、研鑽を行い成果を得てきたところである。

今回認可を受けた寄附行為は、令和7年4月1日から施行されるがただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会終結の時から施行することとなる。また、この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例によることとされ、この場合に

おいて、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。併せて、この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長される。

次に、この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とすることとなるが、ただし、当該期間の満了時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとされ、理事又は評議員の解任は、なお従前の例によることとなった

この寄附行為の変更認可に伴い施行する新寄附行為の規定に基づいた学園の諸規定類の見直し等も必要であるが既に令和5年度から学園の諸規定類の見直し等の準備を行っている。

(3) 茨城県に設置開校した日本ウェルネス高等学校の設置について、先に認可を受けた宮城県での全日制高等学校の設置の場合と同様、新たに学園内の施設等の整備が必要であったので実施したほか学則の一部をより教育効果を向上させるため変更を茨城県に対して申請を行った。

(4) 大学の校舎の補修等の他、令和3年度実施した大学2号館の体育館の耐震工事に引き続き実施した大学2号館のトレーニングルームの耐震補強、耐震工事を文部科学省の補助金を申請して工事を行った。本工事完了をもって大学本校すべての校舎、体育館の耐震工事を完了した。大学の付属設備である立科の寮、食堂についても令和5年度耐震診断を文部科学省の補助金を申請し診断を行った。

大学の施設、立科の施設については令和7年度以降順次バリアフリー化を計画しておりこれについても文部科学省に対して工事のための計画書を令和5年度提出した。

(5) 今後、大学の新規校舎及び学生寮等設置する予定で大学近郊の土地を数か所新たに取得、税務関係の処置を行った。

(6) その他の校舎移転、設置、及び開校を予定する学校の土地、建物（校舎等）取得のための調査、検討及び関係官庁との調整を行ったが特に5年度は大学他、各学校の学生のための学生寮を多く設置した。設置した学生寮は次のとおりである。

- ①日本ウェルネススポーツ大学男子学生寮
- ②日本ウェルネス高等学校（笠間校）男子及び女子学生寮
- ③日本ウェルネス高等学校長野校男子学生寮

他に、日本ウェルネススポーツ専門学校広島校の校舎建設を行った。

また、タイケン学園の総合グランド施設を、埼玉県嵐山町に整備するための建設等準備を行った。

(7) 日本ウェルネス歯科衛生専門学校歯科衛生専門課程国家試験100%合格を継続す

るための施設の充実を図った。

(8)大学野球部の従来参加している首都リーグの他に新たに令和6年度に東京新リーグ、関甲新リーグの3リーグに大学の3チームが加わり、特に、令和6年度東京新リーグでは4部から始まった対戦成績を24連勝し、一気に2部に昇格することができ野球部員も大いに意気が上がるところである。

3 財務関係 令和6年度収支決算書（資金収支決算書、事業活動収支決算書、貸借対照表等）（別添）

1 法人の概要

(1) 学校法人タイケン学園の沿革

別添

法人の 沿革	日付	事項
	平成9年10月30日	学校法人タイケン学園寄附行為認可
	平成9年10月30日	日本ウェルネススポーツ専門学校設置認可
	平成10年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校開校
	平成14年3月3日	日本ペットアンドアニマル専門学校設置認可
	平成14年4月1日	日本ペットアンドアニマル専門学校開校
	平成16年1月16日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校開校
	平成16年4月1日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校設置認可
	平成16年12月24日	広島ウェルネススポーツ専門学校設置認可
	平成17年3月22日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校　日本医学院歯科衛生士専門学校設置者変更　学校法人タイケン学園運営
	平成17年3月23日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校校地校舎変更届 渋谷区から板橋区へ
	平成17年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校開校
	平成18年3月14日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校歯科衛生士養成所の変更承認
	平成18年3月24日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び学則変更承認
	平成18年3月29日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校設置認可
	平成18年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び3年課程へ変更
	平成18年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校開校
	平成19年4月1日	日本ベースボール・セキュリティ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校へ名称変更
	平成19年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校広島校へ名称変更
	平成20年2月15日	広島児童文化専門学校設置者変更
	平成21年7月21日	広島児童文化専門学校廃止

法人の沿革	平成23年3月30日	日本ウェルネススポーツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第1次)
	平成23年6月30日	日本ウェルネススポーツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第2次)
	平成23年10月24日	日本ウェルネススポーツ大学設置認可及び学校法人タイケン学園組織変更認可
	平成24年4月1日	日本ウェルネススポーツ大学開校
	平成24年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 夜間部開設
	平成28年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校 教育・社会福祉専門課程 保育科開設
	平成29年4月1日	日本グローバル専門学校 商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ、国際言語ビジネス学科ⅠⅡ開設
	平成30年4月1日	日本ウェルネス長野高等学校 普通科 総合コース、特殊スポーツコース、スポーツコース、グローバルコース開設
	平成31年4月1日	日本グローバルビジネス専門学校 商業ビジネス専門課程国際ビジネス学科ⅠⅡ、言語ビジネス学科ⅠⅡ、ビジネスマネージメント学科ⅠⅡ開設
	令和2年4月1日	日本ウェルネス宮城高等学校 普通科 進学コース、スポーツコース、グローバルコース 開設
	令和4年4月1日	日本ウェルネス高等学校 広域通信制課程 普通科 インターネットコース、 進学コース、 開設

2 学校法人タイケン学園設置校概要

法 人 の 名 称	学校法人タイケン学園		事 務 所 の 所 在 地		東京都板橋区成増一丁目12番19号		
既 設 校 の 内 容	学 校 名	学部・学科・課程名等	開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	備考
	日本ウェルネス スポーツ大学	スポーツプロモーション学部	平成24年度	220名	60名(3年次)	1000名	
		スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)					
		(通学課程)	平成30年度	140名	5名(3年次)	570人	収容定員合計 1040名
	日本ウェルネス スポーツ専門学校	社会体育専門課程 アスレチックトレーナー科	平成10年度	40人	—	80人	
		健康スポーツ科	平成10年度	40人	—	80人	
		チャイルドスポーツ科	平成19年度	37人	—	74人	
		スポーツビジネス専門課程 ウェルネスIT科A	平成21年度	30人	—	60人	
		ウェルネスIT科B	平成21年度	30人	—	60人	
		動物管理専門課程 ペットビューティ・ケア科	平成14年度	40人	—	80人	
	日本ペットアンド アニマル専門学校	野生飼育科	平成14年度	40人	—	80人	
		水族館・ドルフィントレーナー科	平成14年度	40人	—	80人	
日本ウェルネス スポーツ専門学校 広島校		文化・教養専門課程 ウェルネスIT科	平成22年度	40人	—	80人	
		日本語科		100人	—	100人	

	学 校 名	学部・学科・課程名等	開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	備考	
既 設 校 の 内 容	日本ウェルネス 歯科衛生専門学校	歯科衛生専門課程 歯科衛生士科 歯科衛生士科（夜間部）	平成18年度 平成24年度	40人 30人	— —	120人 90人		
	日本ウェルネス スポーツ専門学校 北九州校	社会体育専門課程 競技スポーツ科 ウェルネスIT科	平成18年度 平成22年度	40人 30人	— —	80人 60人		
	日本グローバル 専門学校	商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ部 国際言語・ビジネス学科ⅠⅡ部	平成29年度 平成29年度	78人 78人	— —	156人 156人		
	日本ウェルネス長野 高等学校	全日制課程 普通科・総合コース 普通科・特殊スポーツコース 普通科・スポーツコース 普通科・グローバルコース	平成30年度	30人 10人 20人 20人	— — — —	90人 30人 60人 60人		
	日本グローバル ビジネス専門学校	商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ部 言語・ビジネス学科ⅠⅡ部 ビジネスマネージメント学科ⅠⅡ部		80人 80人 80人	— — —	160人 160人 160人		
	日本ウェルネス宮城 高等学校	全日制課程 普通科・進学コース 普通科・スポーツコース 普通科・グローバルコース	令和2年度	40人 40人 40人	— — —	120人 120人 120人		
	日本ウェルネス 高等学校	広域通信制課程 普通科・インターネットコース 普通科・通学コース		600人	—	120人		

3 学校法人タイケン学園 役員					
役職名	氏名	専任条項	変 更	年月日	
理事長	柴岡三千夫	5—2	重任	令和4年4月1日	
理事	柴岡信一郎	6 (1)	重任	令和4年4月1日	
理事	柴岡三千夫	6 (2)	重任	令和4年4月1日	
理事	渋井二三男	6 (2)	就任	令和4年4月1日	
理事	小野塚 栄作	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
理事	秋山 哲朗	6 (3)	重任	令和4年4月1日	
監事	木村 茂	7	重任	令和4年4月1日	
監事	美斎津 忠也	7	重任	令和4年4月1日	
理事					
(定数) (現員) (任期)					
5名 5名 4年					
監事					
(定数) (現員) (任期)					
2名 2名 4年					
選任条文					
5—2 理事長					
6 (1) 学長（日本ウェルネススポーツ大学） (1人)					
6 (2) 評議員（評議員会で選任） (2人)					
6 (3) 学識経験者（理事会で選任） (2人)					

・ 寄附行為関連規定条文

(理事の選任)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

(1) 日本ウェルネススポーツ大学の学長

(2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人

(3) 学識経験者（評議員である者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 2人

2 前項第1号から第4号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする

学校法人タイケン学園評議員

選任区分	氏名	生年月日	主要経歴	住所
第23条 第1号	柴岡 三千夫	昭和25.8.24	学校法人タイケン学園理事長	
	柴岡信一郎	昭和52.3.10	日本ウェルネススポーツ大学学長 学校法人タイケン学園副理事長	
	渋井二三男	昭和21.2.3	日本ウェルネススポーツ大学教授	
第23条 第2号	柴岡 彰子	昭和60.9.21	学校法人タイケン学園理事長室長	
	坂本 希望	平成5.4.23	日本ウェルネススポーツ大学職員	
	岩田 忠久	昭和36.9.28	日本グローバルビジネス専門学校校長	
	大川 浩子	昭和28.1.10	日本ウェルネス歯科衛生専門学校事務長	
	川瀬 明子	昭和58.11.23	日本ウェルネス高等学校職員 日本ウェルネススポーツ専門学校（平成16年3月卒業）	
	杉町 マハウ	昭和59.11.13	日本ウェルネススポーツ専門学校教員 日本ウェルネススポーツ専門学校（平成17年3月卒業）	
第23条 第3号	立花 俊一	昭和18.1.19	(株)ユニバーサルツーリスト代表取締役	
	大島 洋作	昭和35.6.8	大和工芸（株）社長	
	中村 敏男	昭和24.6.30	大和工芸（株）会長	
	阿久津和紀	昭和59.3.21	阿久津電工代表取締役	

第23条第1項 : この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7人

第23条第2項 : この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者 2人

第23条第3項 : 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人

令 和 6 年 度

学校法人タイケン学園決算書類

- 1 資金収支計算書
- 2 事業活動収支計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録

令和7年5月23日

監査報告書

学校法人 タイケン学園理事会 御中
学校法人 タイケン学園評議員会 御中

学校法人 タイケン学園
監事
監事

私たちは、私立学校法、私立学校振興助成法及び学校法人タイケン学園の寄附行為に基づき、学校法人タイケン学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務並びに財産の状況の監査を行った。

監査の結果、次のとおり報告します。

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認める。
- (2) 業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月28日

学校法人 タイケン学園

理事 事会 御中

監査法人 ナカチ
東京都 中央区

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部省告示第73号に基づき、学校法人タイケン学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人タイケン学園の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

法人名:学校法人タイケン学園

資金収支計算書

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

<総括表>

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	2,804,000,000	2,830,156,618	▲ 26,156,618
手数料収入	56,700,000	57,149,280	▲ 449,280
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	244,810,000	245,610,400	▲ 800,400
私立学校施設整備費補助金	20,900,000	20,961,000	▲ 61,000
私立学校授業料減免交付金	55,400,000	55,420,300	▲ 20,300
エネルギー設備導入補助金	2,800,000	2,856,000	▲ 56,000
私立学校教育環境設備補助	5,500,000	5,531,000	▲ 31,000
私立学校職業実践課程補助	2,500,000	2,445,000	55,000
私立大学経常費補助金	26,000,000	26,622,000	▲ 622,000
学校法人経常費補助金	125,600,000	125,648,000	▲ 48,000
施設修繕補助金	1,200,000	1,210,000	▲ 10,000
全国大会出場補助金	1,640,000	1,641,100	▲ 1,100
生徒支援体制整備事業補助	1,400,000	1,401,000	▲ 1,000
物価高騰対策補助金	650,000	650,000	0
原油価格高騰対策補助金	620,000	625,000	▲ 5,000
教育改革推進特別経費補助	600,000	600,000	0
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0
受取利息・配当金収入	1,580,000	1,583,867	▲ 3,867
雑収入	8,000,000	8,011,805	▲ 11,805
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	446,800,000	447,738,835	▲ 938,835
その他の収入	202,800,000	202,883,547	▲ 83,547
資金収入調整勘定	▲ 573,833,746	▲ 573,833,746	0
前年度繰越支払資金	3,703,369,903	3,703,369,903	0
収入の部合計	6,894,226,157	6,922,670,509	▲ 28,444,352
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	838,000,000	836,572,437	1,427,563
教育研究経費支出	496,450,000	493,576,085	2,873,915
管理経費支出	263,940,000	252,314,194	11,625,806
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	386,000,000	374,467,261	11,532,739
設備関係支出	71,000,000	69,997,183	1,002,817
資産運用支出			0
その他の支出	203,190,000	202,953,985	236,015
〔予備費〕	0		
資金支出調整勘定	▲ 14,500,000	▲ 14,516,359	16,359
翌年度繰越支払資金	4,642,146,157	4,707,305,723	▲ 65,159,566
支出の部合計	6,886,226,157	6,922,670,509	▲ 36,444,352

法人名:学校法人タイケン学園

活動区分資金収支計算書

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

<総括表>

(単位 円)

	科 目	金 額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	2,830,156,618
	手数料収入	57,149,280
	経常費等補助金収入	245,610,400
	教育活動資金収入計	3,140,928,103
支出	人件費支出	836,572,437
	教育研究経費支出	493,576,085
	調整勘定等	447,738,835
施設整備等活動による資金収支	科 目	金 額
	施設設備補助金収入	0
	施設整備等活動資金収入計	0
	施設関係支出	374,467,261
	設備関係支出	69,997,183
	施設整備等活動資金支出計	444,464,444
	差引	▲ 444,464,444
	調整勘定等	0
	施設整備等活動資金収支差額	▲ 444,464,444
その他の活動による資金収支	科 目	金 額
	借入金等収入	0
	小計	0
	受取利息・配当金収入	1,583,867
	その他の活動資金収入計	204,467,414
	借入金等返済支出	0
	小計	0
	借入金等利息支出	0
	調整勘定等	▲ 560,857,387
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	1,003,935,820
前年度繰越支払資金		3,703,369,903
翌年度繰越支払資金		4,707,305,723

<総括表>

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	2,804,000,000	2,830,156,618	▲ 26,156,618	
		手数料	56,700,000	57,149,280	▲ 449,280	
		寄付金	0	0	0	
		経常費等補助金	244,810,000	245,610,400	▲ 800,400	
		私立学校施設整備費補助金	20,900,000	20,961,000	▲ 61,000	
		私立学校授業料減免交付金	55,400,000	55,420,300	▲ 20,300	
		エネルギー設備導入補助金	2,800,000	2,856,000	▲ 56,000	
		私立学校教育環境設備補助	5,500,000	5,531,000	▲ 31,000	
		私立学校職業実践課程補助	2,500,000	2,445,000	55,000	
		私立大学経常費補助金	26,000,000	26,622,000	▲ 622,000	
		学校法人経常費補助金	125,600,000	125,648,000	▲ 48,000	
		施設修繕補助金	1,200,000	1,210,000	▲ 10,000	
		全国大会出場補助金	1,640,000	1,641,100	▲ 1,100	
		生徒支援体制整備事業補助	1,400,000	1,401,000	▲ 1,000	
		物価高騰対策補助金	650,000	650,000	0	
		原油価格高騰対策補助金	620,000	625,000	▲ 5,000	
		教育改革推進特別経費補助	600,000	600,000	0	
		付随事業収入	0	0	0	
		雑収入	8,000,000	8,011,805	▲ 11,805	
		教育活動収入計	3,113,510,000	3,140,928,103	▲ 27,418,103	
事業活動支出の部	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		人件費	838,000,000	836,572,437	1,427,563	
		教育研究経費	636,450,000	632,433,506	4,016,494	
		管理経費	268,440,000	256,652,579	11,787,421	
		徴収不能額等	0	0	0	
		教育活動支出計	1,742,890,000	1,725,658,522	17,231,478	
教育活動収支差額			1,370,620,000	1,415,269,581	▲ 44,649,581	
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		受取利息・配当金	1,580,000	1,583,867	▲ 3,867	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	
		教育活動外収入計	1,580,000	1,583,867	▲ 3,867	
		科 目	予 算	決 算	差 異	
教育活動外支支	事業活動支出の部	借入金利息	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	
		教育活動外支出計	0	0	0	
		教育活動外収支差額	1,580,000	1,583,867	▲ 3,867	
		経常収支差額	1,372,200,000	1,416,853,448	▲ 44,653,448	
特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		資産売却差額	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	
		特別収入計	0	0	0	
		科 目	予 算	決 算	差 異	
特別収支	事業活動支出の部	資産処分差額	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	
		特別支出計	0	0	0	
		特別収支差額	0	0	0	
		[予備費]	0			
基本金組入前当年度収支差額			1,372,200,000	1,416,853,448	▲ 44,653,448	
基本金組入額合計			▲ 381,000,000	▲ 381,103,183	103,183	
当年度収支差額			991,200,000	1,035,750,265	▲ 44,550,265	
前年度繰越収支差額			4,071,435,372	4,071,435,372	0	
基本金取崩額			0	0	0	
翌年度繰越収支差額			5,062,635,372	5,107,185,637	▲ 44,550,265	
(参考)						
事業活動収入計			3,115,090,000	3,142,511,970	▲ 27,421,970	
事業活動支出計			1,742,890,000	1,725,658,522	17,231,478	

法人名:学校法人タイケン学園

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

<総括表>

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	6,349,037,721	6,047,769,083	301,268,638
有形固定資産	6,342,664,721	6,043,440,083	299,224,638
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	6,373,000	4,329,000	2,044,000
流動資産	4,782,495,774	3,752,869,803	1,029,625,971
資産の部合計	11,131,533,495	9,800,638,886	1,330,894,609
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	0	0	0
流動負債	675,380,767	761,339,606	▲ 85,958,839
負債の部合計	675,380,767	761,339,606	▲ 85,958,839
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金			
第1号基本金	5,316,667,091	4,935,563,908	381,103,183
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金	32,300,000	32,300,000	0
繰越収支差額			
純資産の部合計	10,456,152,728	9,039,299,280	1,416,853,448
負債及び純資産の部合計	11,131,533,495	9,800,638,886	1,330,894,609

財産目録

(令和7年3月31日)

科 目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金預金		4,707,305,723
普通預金	2,317,891,382	
定期預金	2,383,085,029	
定期積金	0	
現金	6,329,312	
(2) その他の流動資産		75,190,051
未収入金	13,339,246	
立替金	55,899,805	
仮払金	5,951,000	
流動資産計		4,782,495,774
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土地	2,853,608,507	
建物	3,127,614,353	
構築物	181,803,203	
教育研究用機器等	105,380,841	
管理用機器等	8,534,035	
建物付属設備	1,159,550	
図書	25,864,151	
車輛	38,700,081	6,342,664,721
(2) その他の固定資産		
施設利用権	3,266,000	
敷金・保証金	3,007,000	
出資金	100,000	6,373,000
固定資産計		6,349,037,721
資産の部計		11,131,533,495
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 前受金		
前受金	447,738,835	447,738,835
(2) 預り金、その他流動負債		
短期借入金	0	
未払金	98,044,142	
預り金	129,597,790	227,641,932
流動負債計		675,380,767
2 固定負債		
長期借入金	0	0
固定負債計		0
負債の部計		675,380,767
正味財産		10,456,152,728